

税金の納め忘れはありませんか

11月と12月は滞納整理強化月間です

皆さんから納めていただいた税金は、公共施設の整備をはじめ、福祉、教育、保健、消防、ごみ処理など、皆さんの暮らしに欠かせない公共サービスに使われています。税金の納め忘れがないか確認し、納期限までに納付しましょう。

問い合わせ 税務課徴収対策係(☎35-0910)

市民の
およそ**94%**が
※
納期限までに
市税を
納めています！

※令和8年度
市税4税目の
1期の納期内
納付者の割合



■市税を滞納すると…

納期限までに納めている人との公平性を保つため、滞納を放置している人や納付できるのに納付しない人には、預金や給与などの財産を調査し、差押の滞納処分を実施します。滞納処分の流れは、下記のとおりです。

■納付には口座振替が便利です

各納期限日に指定口座から税金を自動的に振り替えて納付する「口座振替」。納め忘れがなく安心で、金融機関などへお出かけいただく手間がなくなります。ぜひ利用ください。

※引き落としができなかった場合は翌月10日頃に再度振り替えを行います。

※申込方法などの詳細は、市ホームページ(右記)をご覧ください。



■納付書での納付方法

納付書裏面に記載されている、金融機関やコンビニエンスストア、または全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付することができます。対応金融機関などの詳細は、地方税ポータルシステム(右記)をご覧ください。



また、QRコードを利用し、各種スマートフォン決済アプリからも簡単に納付できます。納付方法などの詳細は、eLお支払サイト(右記)をご覧ください。

※QRコードを利用した納付の場合、領収書は発行されません。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

滞納処分の流れ

滞納発生

納期限までに完納されない場合、本来の税額以外に延滞金が発生します。

督促状

納期限までに完納されない場合、納期限後20日以内に督促状が發送されます。

催告書

督促状送付後も納付がされない場合に催告書が發送されます。



財産調査

滞納処分のため、財産調査(預金・給料など)を実施します。

差押 (滞納処分)

督促状發送日から10日を経過した日までに納めるべき税額が納付されていない場合、財産の差し押さえ対象になります。

※差押は事前に連絡することはありません。

TOPICS!

小中学生の税に関する作品展

市内小中学生から応募があった税に関する作文、習字、ポスターの作品展を開催します。ぜひ来場ください。

日時 11月7日(土)～11月15日(日) 午前10時～午後6時

※月曜日休館

場所 菊川文庫2階展示室



▲昨年の展示会